

Ⅲ 海南市立海南下津高等学校入学者選抜学力検査得点の簡易開示について

海南市個人情報保護条例（平成 17 年海南市条例第 11 号）第 27 条の規定に基づく、開示請求の特例により、次のとおり実施する。

1 開示する内容

- (1) 一般選抜における学力検査の教科別得点及び合計得点
- (2) 追募集及び再学力検査における学力検査の得点

2 開示請求できる者

受検者本人

3 開示請求の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間
合格発表の翌日から起算して 1 月間
- (2) 受付時間
午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び学校の休日を除く。
なお、電話又は郵送による開示請求は受け付けない。

4 開示請求及び開示の場所

海南下津高等学校

5 本人確認のため提示を求めめる書類

- (1) 受検票
- (2) 本人であることを確認できるもの（生徒証、健康保険証、住民票等）

6 開示方法

請求を受けた海南下津高等学校長は、受検者本人であることを確認したうえ、請求のあった個人情報を、開示する内容を転記した書面の交付により即時に開示する。